

# 児童虐待防止法をご存知ですか？

法律において、虐待は主に4種類に分類されます。

身体的虐待	子どもに傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をすること 例) 殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、激しく揺さぶる など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をすること、子どもにわいせつな行為をさせること 例) 子どもへの性行、性的行為の強要、ポルノ被写体にする など
ネグレクト	不適切な養育や安全に対する重大な不注意や無関心のこと 例) 乳幼児を家に残して外出、食事を与えない、不衛生な状態にする など
心理的虐待	脅しや拒否的な態度で子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前で家族に対して暴言や暴力を振るうこと 例) 子どもの前で夫婦喧嘩をする、子供を無視する、兄弟で差別する など



## 令和2年4月1日から、体罰が禁止されました。

全国の虐待対応件数は増加傾向にあり、子どもの命が失われる事件も繰り返されています。虐待のきっかけとして、「しつけ」と称した体罰を行い、それがエスカレートして虐待になってしまうことが多いようです。

このことから、体罰のない子どもの権利が守られる社会を実現しようと、法律の改正が行われ、体罰を禁止することが明文化されました。

## 「しつけ」と「体罰」はどう違うの？

しつけ	子どもの人格や才能を伸ばし、自立した社会生活を送られるようサポートしていくために、言葉や見本を示し、本人が理解できる方法で伝えて行くこと
体罰	何度も注意したが言うことを聞かないからと、叩いたり、長時間正座をさせたり、食事を与えないことなど



虐待を受けた子供への影響は？	もしかしたら虐待かも！？
虐待を受けた子どもの脳には科学的に影響が出ることを確認されています。 暴力や体罰などを受けた子どもの脳には、社会生活に極めて重要な脳部位に委縮が見られ、暴言等を受けた子どもには声や音を知覚する脳部位に変形が見られるそうです。	虐待を発見したら、町や児童相談所などに通告する義務があります。 通告を受けると慎重に調査を行い、安全確認や必要に応じて一時保護を行います。 もし違っても、通告した方に責任はなく、名前などは秘密とし、匿名の通告も可能です。

### ~~~~~ 主な児童虐待の通告・報告・相談・問合せ先 ~~~~~

北海道室蘭児童相談所	0143-44-4152	}	北海道札幌方面静内警察署	0146-43-0110
	(短縮ダイヤル 189)		新冠駐在所	0146-47-2353
新冠町役場町民生活課	0146-47-2112	}	節婦駐在所	0146-47-2789
新冠町役場保健福祉課	0146-47-2113		朝日駐在所	0146-47-2042
新冠町教育委員会管理課	0146-47-2547	}	泉駐在所	0146-49-5022